

# 浦河町交通安全計画

令和3年度～令和7年度（第1次）

令和3年6月

浦河町交通安全対策本部

## ま え が き

浦河町における交通安全計画の策定については、昭和46年度から令和2年度の10次50年間にわたり交通安全施策の大綱を定め、国や北海道の施策と平行して、各関係機関の協力を得ながら様々な交通安全対策を積極的に推進してきた結果、町民の安全意識の向上や交通安全施設及び道路環境等が整備され、交通安全対策は着実に進展が図られています。

浦河町における近年の状況を見ると、道路交通事故件数は、減少傾向にあるものの、交通事故によりこの10年間で9名もの尊い命が失われています。

交通事故防止は、国、道、町、各関係機関だけではなく、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて様々な施策を積極的に推進していかねばなりません。

この浦河町交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

浦河町交通安全計画に基づく、交通安全の推進にあたっては町民の十分な理解と、各関係機関の協力を得て、その効果を高めるよう努めるものです。

浦河町長 池 田 拓

## 目 次

第 1 章	計画の基本理念	1
1	交通事故のない社会を目指して	1
2	人優先の交通安全思想	1
3	施策推進にあたっての基本的な考え方	1
第 2 章	道路交通事故の現状と今後の見通し	3
第 3 章	交通安全計画における目標	3
第 4 章	講じようとする施策	4
1	道路交通環境の整備	4
(1)	交通安全施設等の整備	4
(2)	効果的な交通規制の推進	4
(3)	違法駐車対策の推進	4
(4)	道路使用の適正化	4
(5)	子どもの遊び場の確保	5
(6)	災害発生時における交通規制等	5
(7)	冬季道路交通環境の安全確保	5
2	交通安全思想の普及徹底	6
(1)	交通安全教育の推進	6
(2)	交通安全運動の推進	9
(3)	交通安全に関する民間団体の育成指導	10
3	安全な運転の確保	10
(1)	運転者教育の充実	10
(2)	安全運転管理の推進	11
(3)	高齢運転者対策の充実	11
(4)	シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底	11
(5)	自動車の安全性の確保	12
(6)	自転車の安全利用の促進	12
(7)	道路交通に関する情報の充実	12
4	道路交通秩序の維持	13
5	救急・救助体制の整備	13
6	被害者救済対策の強化	13
(1)	交通事故被害者支援の充実と促進	13
(2)	自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底	13
(3)	交通遺児救済事業の促進	14
(4)	反射材着用で「交通死亡事故ゼロ」のまち事業の推進	14

## 第1章 計画の基本理念

### 1 交通事故のない社会を目指して

誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するためには、交通事故や犯罪、災害等に対する不安のない、安全で安心な生活の確保が極めて重要である。

人命尊重の理念の下、交通事故がもたらす社会的・経済的損失の大きさを勘案して、交通事故のない社会を目指し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、より一層の対策を講じる必要がある。

### 2 人優先の交通安全思想

交通事故のない社会を実現するには、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。道路交通においては自動車と比較して弱い立場にある歩行者等、また、すべての交通においては高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要である。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する必要がある。

### 3 施策推進にあたっての基本的な考え方

本計画においては、このような観点から、その実現を図るための施策を明らかにしていく。

具体的には、交通社会を構成する人、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら施策を策定し、町民の理解と協力の下に推進する。

第一に、人に対する安全対策について、交通機関の安全な運転を確保するため、運転者の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導の強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図る。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが自ら安全で安心な交通社会を構築しようとする前向きな意識を持つことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

第二に、交通機関が原因となる事故の防止対策として、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、その安全性を維持するために必要な検査等の実施体制を充実してもらうよう関係機関に働きかけるほか、新技術の活用を推進する。

第三に、交通環境に係る安全対策として、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、交通安全施設の老朽化対策等を図る。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人の移動空間と自動車等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の

危険を排除する施策を充実させる必要がある。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地及び幹線道路等において、歩道の整備を適宜実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要であるほか、災害に対する防災の観点にも適切な配慮を行う。

これら三要素を結びつけ、それぞれの施策効果を高めるため、情報の収集・提供、活用等を積極的に進める。

万が一、交通事故が発生した場合には、負傷者の救命はもとより、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図る必要がある。

このように、交通安全に関する施策は多方面にわたっており、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが極めて重要である。これらの施策は、社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、重点的かつ効果的に実施する。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有していることから、自動車交通量の拡大の抑制等により、これらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行う。

交通事故防止のためには、国、道、市町村及び関係機関・団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、町民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であり、また、地域における特性に応じた取組により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

## 第2章 道路交通事故の現状と今後の見通し

浦河町内における交通事故の発生件数、死者数および傷者数について、本計画策定以降の数値で考察すると、第3次計画より増加傾向にあったが、平成13年の道路交通法改正による危険運転致死傷罪の新設など速度超過の罰則が強化されたことや安全運転サポート車の普及もあり、第6次計画をピークに年々減少している。

少子高齢化に伴い、若年層よりも高齢者が関わる交通事故の割合が高くなっており、今後も同様に推移する見込みである。

計画年次	発生件数	死者数	傷者数
第1次 (昭和46年度～昭和50年度)	301	20	396
第2次 (昭和51年度～昭和55年度)	190	15	242
第3次 (昭和56年度～昭和60年度)	208	5	258
第4次 (昭和61年度～平成2年度)	228	11	286
第5次 (平成3年度～平成7年度)	255	10	332
第6次 (平成8年度～平成12年度)	261	12	343
第7次 (平成13年度～平成17年度)	205	11	285
第8次 (平成18年度～平成22年度)	141	5	168
第9次 (平成23年度～平成27年度)	89	5	127
第10次 (平成28年度～令和2年度)	58	4	74

## 第3章 交通安全計画における目標

本計画に基づく交通安全対策について、関係機関や町民の理解と協力を得ながら、交通事故発生件数の減少、特に死者数をゼロとすることを目標とする。

## 第4章 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

#### (1) 交通安全施設等の整備

##### (ア) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

歩行者及び自転車利用者、特に子どもや高齢者が安全で安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、従来推進している通学路をはじめ、生活道路、幹線道路等において歩道等の改良整備に努めるとともに、歩行者の横断に危険のある箇所について横断施設の整備拡充を図る。

##### (イ) 一般道路等における交通安全の確保

道路の構造、交通量を勘案して、交通の危険が予想される箇所への信号機の設置を要望促進するとともに、カーブミラー、防護柵、道路照明、道路標識、道路標示及び区画線等安全施設の整備を図る。

また、冬季における通勤時間帯の渋滞の緩和等、安全かつ円滑な交通環境を確保するため、補助的な幹線道路の整備を積極的に推進する。

#### (2) 効果的な交通規制の推進

道路交通に起因する危険を防止し、交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況等、地域の交通状況に応じた交通規制が行われるよう努めるとともに、歩行者及び自転車利用者の多いスクールゾーン、住宅地域、商店街等については歩行者及び自転車利用者の安全確保を優先し、市街地における交通の円滑化と交通安全確保のため、効果的な交通規制を推進する。

#### (3) 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性及び迷惑性の高い違法な駐車に対し、適正な駐車規制を推進するとともに、違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、町民への広報・啓発活動を行うなど、道路交通の安全と円滑化を図る。

#### (4) 道路使用の適正化

##### (ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運

用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通に支障をもたらす不法占用物件については、実態把握、強力な指導によりこれを排除するとともに、沿道住民に対し、不法占用等の防止を図るための啓発活動に努める。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

**(5) 子どもの遊び場の確保**

子どもの遊び場不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するため、市街地における児童公園や放課後児童クラブ等の利用を推進し、住みよい生活環境作りを図る。

**(6) 災害発生時における交通規制等**

大規模災害が発生、または発生のおそれがある場合には、交通の混乱を防止するため、車両の交通止めを適正に行うとともに、迂回の指示、道路交通情報の提供等が迅速かつ的確に行われるような体制の整備を促進する。

**(7) 冬季道路交通環境の安全確保**

(ア) 道路交通環境の整備

冬季における安全かつ円滑な道路状態を確保するため、迅速な除雪体制を図るとともに、積雪寒冷地に適合した道路構造の改善を図る。

また、交差点や坂道、スリップ事故多発地帯箇所を中心に凍結防止剤や砂の効果的な散布等による冬季路面管理の充実に努め、住民が自主的に行う除排雪を積極的に支援する。

(イ) 人優先の安全・安心な歩行空間の確保

歩道の除雪については、歩道の構造、道路附属構築物、電柱等の占用物件、屋根からの落雪等障害も多く、現在の除雪機械力による除雪については範囲が限定されているため、町民の協力・理解のもと、通園、通学路を優先的に冬季歩道の安全確保に努める。



## 2 交通安全思想の普及徹底

### (1) 交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を理解尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ、交通ルールやマナーを身に付けるためには、心身の発達段階やライフステージに対応した一生涯を通じた交通安全学習を促進し、町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることが重要である。

人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人を思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが大切である。そのために、家庭・地域・職域等の領域別・年齢別に応じた教育の推進を図るとともに、相互の連携、協力による交通安全教育の推進を図る。

また、受講者の年齢や情報リテラシー（情報活用力）、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダー等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。

#### (ア) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを理解させるとともに、交通マナーを進んで守り行動できる習慣や実践する態度を身につけさせることを目標とする。

保育所・幼稚園等については、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動等のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うとともに、「こぐまクラブ」の指導育成を積極的に行う。

また、既存のクラブについては、その活動がより活発化するよう支援し、未組織地域についてはクラブ結成に努め、幼稚園等にあっては地域に対応した交通安全教育と教職員の資質向上を図るための研修を開催する等指導を行う。

#### (イ) 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技術と知識を修得させるとともに、道路及び交通状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通にお

ける危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、授業や総合的な学習の時間、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動等の学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

また、歩行中・自転車乗用中の児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者と教職員の指導力の向上を図るための指導研修会等の開催を支援する。

さらに、交通安全指導員による通学路における児童に対する安全な行動の指導を促進する。

#### (ウ) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自身の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、授業や総合的な学習の時間、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動等学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、身近な交通環境の様々な危険の予測と回避、標識の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を計画的かつ継続的に行うものとする。

また、教職員の指導力の向上を図るための指導研修会等の開催を支援する。

さらに、交通安全指導員による通学路における生徒に対する安全な行動の指導を促進する。

#### (エ) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な技術や知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命尊重など健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、授業や総合的な学習の時間、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動等の学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車等の乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、普通免許等を取得することが

予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

また、教職員の指導力の向上を図るための指導研修会等の開催を支援する。

#### (オ) 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人等に対する交通安全教育の充実に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識、交通マナーの向上を目標とする。

交通安全思想の浸透を図るため、自治会、青年女性団体等の開催する講習会やあらゆる会合の機会を通じて交通弱者の保護、自転車の安全利用、シートベルト、ヘルメットの正しい着用や死亡事故に直結する速度超過、飲酒運転等、危険な運転防止の効果的な指導を積極的に実施するとともに各種団体に対し街頭啓発等交通安全活動への積極的な参加を促しながら、地域全体の交通安全意識の高揚を図る。

#### (カ) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許証の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う認知機能や身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通状況に応じて安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者への交通教育の実践を図るためには、家族との話し合い及び老人クラブ等の会合を利用し、高齢者の特性に応じた交通安全指導を行う。歩行者に対しては、特に薄暮時等において、交通事故の被害者となることが多いことから、外出時における夜光反射材の着用を推進する。運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、運転者や周囲の危険な状況を察知して事故を未然に防ぐ機能を搭載した先進安全自動車の普及促進を図る。

#### (キ) 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を実施する。定住外国人に対しては、母国と

の交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する事業主等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

#### (ク) 交通安全教育資材の整備

町民の交通安全に対する認識を一層高めるため、引き続き、交通安全視聴覚教材の充実を図る。

#### (ケ) 冬季における交通安全教育の推進

冬季における道路交通は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり悪条件が重なることから、普段の交通安全学習に増して、凍結路面の危険性等を学習し、町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることが重要である。

幼児に対する交通安全教育は、冬季交通の特徴や路上遊戯の危険性等を理解させるとともに、冬季の日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

小学生・中学生及び高校生に対する交通安全教育は、冬季の交通事故の傾向や特徴、積雪や凍結による路面の危険性について理解させるとともに、冬季の道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

成人に対する交通安全教育は、冬季における自動車等の安全運転の確保の観点から、路面凍結や気象状況による交通環境の変化、見通しの悪化及び幅員減少など、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心に関係機関・団体等が連携し、教育の充実に努める。

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響等に加え、路面凍結や積雪等による交通環境の悪化等、冬季交通に係わる特徴や危険性について交通安全教育の充実に努める。

外国人に対する交通安全教育は、路面凍結や気象状況による交通環境の変化、見通しの悪化及び幅員減少など、外国人運転者の教育を中心に関係機関・団体等が連携し、教育の充実に努める。

## (2) 交通安全運動の推進

#### (ア) 交通安全意識の普及徹底

交通事故、特に死亡事故に直結する速度超過、飲酒運転、居眠り運転等の危険な運転を防止し、歩行者、とりわけ高齢者や障がい者、子ども等の交通弱者を交通事故から守るため、効果的に運動を継続して展開するとと

もに、運転者及び歩行者それぞれに応じた交通安全知識の普及啓発に努め、町民各層に対して、人命尊重の意識の高揚を図る。

(イ) 「旗の波運動」の推進

町民が自発的に参加する「旗の波運動」の拡充を図り、地域全体の交通安全意識の高揚を高めるとともに、職種年齢を問わず幅広く参加できるような体制づくりを推進する。

(ウ) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発に努め、関係機関・団体等と連携しながら「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の確立を図る。

また、酒類を提供する飲食店営業者及び酒類の販売業者、代行業者、酒類を提供するイベントの主催者等に対して、飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかける。

(エ) 交通安全広報活動の推進

町民の交通安全に対する関心と意識の高揚を図るため、日常生活に密着した町広報誌や広報媒体を活用した広報活動を推進するとともに、交通安全車及び交通安全啓発資材等を効果的に活用した広報活動を推進する。

また、自治会、団体等の広報活動を援助するため、交通安全に関する資料等の提供を積極的に行う。

(3) 交通安全に関する民間団体の育成指導

交通安全に対する町民の関心を高め、町民総ぐるみの交通安全運動を効果的に進めるため、地域、関係団体並びに事業所等における交通安全運動の推進体制の育成指導に努め、実践活動の推進を図る。

交通安全運動の推進体制確立のため、浦河町交通安全推進協議会に対し必要な支援を行うとともに、諸団体に対し交通安全推進のための協力について積極的に働きかける。

### 3 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質向上を図ることが必要であり、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育の充実に努めなければならない。特に今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、無免許運転、飲酒運転、速度超過運転等大型事故に結びつく悪質な運転者を追放するため、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

さらに、交通安全協会等関係団体が交通法規講習会等の事業拡充に積極的に協力し、効果的な教育の推進を図る。

## (2) 安全運転管理の推進

事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質及び安全意識の向上を図る。

## (3) 高齢運転者対策の充実

### (ア) 交通安全教育の充実

高齢者を対象とした交通安全教室の効果的実施に努める。

また、高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、他の世代に高齢運転者の特性を理解させ、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育を推進する。

### (イ) 高齢者支援施策の推進

高齢運転者の事故防止、事故が起きてしまった場合にはその被害を軽減するため、自動ブレーキやペダル踏み間違え時加速抑制装置等が搭載された先進安全自動車の普及促進に努める。

また、自動車等の運転に不安を有する高齢者に対しては、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、運転経歴証明書制度の周知や町が実施しているドライブレコーダーを用いた高齢者安全運転診断事業の利用促進やうらかわシニアパスポートの活用を積極的に推奨し、高齢者が自らの運転に頼らずに移動できる環境づくりのための地域公共交通の整備・拡充に努める。

## (4) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を深めるため、関係機関・団体等と連携し、各種講習会や交通安全運動等あらゆる機会を通じて積極的に指導及び街頭啓発等を行い、着用効果の認識を高めその正しい着用の徹底を図る。特に、シートベルトは後部座席の着用の推進を、チャイルドシートは比較的年齢層の高い幼児の保護者に対し着用の徹底を図る。

また、町が実施しているチャイルドシート購入費助成制度の周知に努め、

チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

## (5) 自動車の安全性の確保

自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する。

## (6) 自転車の安全利用の促進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、児童生徒にあつては学校及び関係業界との連携の下に自転車の安全利用に関する教育、通学自転車を対象とした点検整備を促進するほか、一般自転車利用者に対する正しい自転車利用の指導及び点検整備の啓蒙を促進する。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホンを使用して周囲の音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知を徹底するとともに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の点灯を徹底し、夜光反射材取付けの普及促進に努める。

更に、自転車乗用時の事故では頭部の保護が重要であることから、ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生、成人等自転車利用に対しても、ヘルメット着用を促進する。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償金となるケースもあることから、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を促進する。

## (7) 道路交通に関する情報の充実

### (ア) 道路交通情報の充実

高度化、多様化する道路利用者のニーズに応えるために、道路利用者に対し迅速かつ正確な道路情報を提供するため、道路パトロールの強化等、情報の収集活動を積極的に行うとともに、情報提供に必要な施設の整備と広報媒体の効果的活用により、道路交通情報の提供体制の強化に努める。

### (イ) 気象情報の充実

道路交通に影響を及ぼす気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風、大雨、地震、津波等の自然現象に関し、迅速かつ正確な状況

把握を行うために、監視体制を強化するとともに、的確な情報提供のための通報体制の充実を図る。

#### **4 道路交通秩序の維持**

一般道路における歩行者及び自動車利用者等の事故防止に重点を置き、歩行者の保護活動の推進、重大事故発生の危険性が特に高い無免許運転、速度超過運転、飲酒運転等の違反行為を防止し、良好な交通秩序を維持するため、関係機関・団体等との連携を密にし、事故の防止を図る。

また、暴走行為による事故を未然に防止するため、暴走行為者が集合しやすい広場等の管理を徹底するとともに、暴走行為を助長させる車両の不法改造等を防止するため、販売等関係者への指導を積極的に行う。

#### **5 救急・救助体制の整備**

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、既に確立している日高東部消防組合における、救急、救助業務に必要な施設等の充実を図るとともに、救急、救助業務従事者の資質向上のため、教育訓練の充実に努める。

また、救急医療体制については、浦河赤十字病院を中心として、在宅当番医制による診療体制の充実に努め、初期救急体制の整備充実を図る。

さらに、現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当てについて、関係機関が行う講習会等の普及啓発活動を推進し、広く知識の普及に努める。

#### **6 被害者救済対策の強化**

##### **（1）交通事故被害者支援の充実と促進**

交通事故被害者等は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けるなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、多種多様化する相談内容について、関係機関・団体等との連携協調を図りながら、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

##### **（2）自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底**

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償制度については、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに



注意が必要であることについて広報活動を通じて町民に周知するとともに、無保険（無共済）車両による運行を防止するよう努める。

**（３）交通遺児救済事業の促進**

交通遺児の救済活動については、自動車事故対策センター及び交通遺児育英会が行う交通遺児救済事業に対し、積極的に協力を行う。

**（４）反射材着用で「交通死亡事故ゼロ」のまち事業の推進**

反射材着用で「交通死亡事故ゼロ」のまち事業の周知を積極的に行い、交通事故被害者に対して見舞金を支払う。